

令和 6 年度

第 16 期第 38 回海区漁業調整委員会  
議事録

令和 6 年 6 月 25 日  
三重海区漁業調整委員会

日時 令和6年6月25日(火)午前10時00分から10時26分まで

場所 三重県労働者福祉会館 特別会議室

議題

- 1 議案 1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 2 報告事項 1 全国海区漁業調整委員会連合会第174回理事会及び令和6年度通常総会(第60回)の結果について
- 3 その他の 次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋武 浅井利一 矢田和夫  
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男  
古丸明 木村妙子 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

千田良仁

事務局

事務局長 小林智彦  
主幹 藤原正嗣  
主査 葛西学

行政

三重県農林水産部水産資源管理課

資源管理班

主幹兼係長 中西健五  
漁業調整班  
課長補佐兼班長 森田和英

傍聴者

なし

計 19名

## ○小川会長

ただいまから第 38 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中、千田委員が欠席で出席委員が 14 名ですので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として田邊委員と大倉委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

## ○事務局（藤原主幹）

1 – 1 ページをご覧ください。令和 6 年 6 月 11 日付け農林水第 24-1019 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

漁業法第 16 条第 5 項の規定で読み替える同条第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は、令和 6 管理年度のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

## ○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

## ○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

1 – 1 ページをご覧ください。今回諮問の内容は「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」になります。くろまぐろの令和 6 管理年度は 4 月から始まり 3 月までとなっています。今回は一度設定したくろまぐろの配分等を変更する内容になります。

1 – 2 ページをご覧ください。三重県資源管理方針に係る知事漁獲可能量の変更になります。内容は、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の変更です。

1 – 3 ページの新旧対照表をご覧ください。今回の諮問は、国から令和 6 年 5 月 31 日付けてくろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知があったことに伴い、知事管理漁獲可能量の配分を変更するものです。くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）について、配分量が増えました。くろまぐろ（小型魚）は「養殖用種苗採捕漁業」、「その他漁業」について変更を行いたいと考えています。くろまぐろ（大型魚）は「定置漁業」の変更を考えています。

1 – 4 ページをご覧ください。知事管理漁獲可能量の変更のポイントになります。令和 6 管理年度の当初の配分として、くろまぐろ（小型魚）は 33.8 トン、くろまぐろ（大型魚）は 28.8 トンでした。今回、国から以下のとおり追加配分がありましたので、県の留保枠に追加したいと考えています。内容は、第 5 管理期間の三重県の繰越分と国の繰越に伴う各

県への追加配分となっています。

小型魚は、12.1トン、漁獲できる枠が増加しました。その内訳は、県の繰越分として1.6トン、国の繰越に伴う追加配分として10.5トン、合計で12.1トンになります。漁獲可能量は、当初33.8トンの配分があり、今回12.1トンが追加されましたので合計で45.9トンになりました。

大型魚は、7.9トン、漁獲できる枠が増加しました。内訳は、三重県の繰越分が2.7トン、国の繰越に伴う追加配分として5.2トン、合計で7.9トンになります。当初漁獲可能量は、28.8トン配分あり、今回7.9トン追加しましたので36.7トンとなりました。一旦これをすべて県の留保枠に入れたいと考えています。県内の5月末時点での漁獲状況は、主に釣りで漁獲される小型魚の「その他漁業」は、知事管理漁獲可能量の101%に達しており、漁獲量が積み上がった状態となっています。更に大型魚の「定置漁業」では知事管理漁獲可能量の63%となっており、漁獲量の積み上がりが予想されます。また、7月からは小型魚の「養殖種苗用種苗採捕漁業」が始まっていますので、積み上がりが予想されます。この養殖用種苗の過去3年間の漁獲実績は次のとおりとなっています。昨年度の第5管理年度では3.9トン、第4管理年度は1.7トン、第3管理年度は3.6トンとなっております。

くろまぐろ養殖の養殖業者にも事前にヒアリングを行い、昨年度と同じ4トンほどであれば十分であることを確認しています。

以上の理由から、今回の変更では、小型魚について、県の留保枠から「その他漁業」に2.5トン、「養殖種苗」に2.0トンを追加します。大型魚については、県の留保枠から「その他漁業」に3.0トンを追加したいと思います。

なお、これらの追加配分案については、各関係漁協すべてに同意を得ています。

1-5ページにあるとおり、小型魚については、県全体として、12.1トンの配分が行われました。今回配分したいのは、県の留保枠から「養殖種苗」に2.0トンです。そして積み上がりが生じている釣り等の「その他漁業」に2.5トンを追加したいと考えています。県の留保枠として、7.6トンを残していますが、これはくろまぐろ漁期の後半に備えて確保するためです。一方、大型魚は、県全体の追加配分の枠として7.9トンありました。この7.9トンを積み上がりが予想される「定置漁業」に3.0トン配分したいと考えています。残った4.9トンすべて県の留保枠に追加します。

以上で説明を終わります。

どうぞご審議のほどお願いします。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○田邊委員

今回の国からの配分は、年間の枠80%を超えた時の追加配分ということですか。

○水産資源管理課資源管理班（中西主幹兼係長）

はい。

○田邊委員

もし、来年思うような漁が無く、80%クリアできなかつた場合、次年度の追加配分はもらえなくなるのではないか。今まで問題になつてきた 1.0 kgから 1.5 kgのヨコワがこれから増えてくるが、それをあえて三重県は獲らずに、冬のために漁獲枠を残すという事を国にアピールをしておけば 80%クリア出来なかつた場合でも、国は三重県があえて枠を残したとみてくれるのではないかと思う。そういうようなアピールとして国へ知らせるような文書等を出した方がいい。効果は無いのかも知れないが。

○水産資源管理課資源管理班（中西主幹兼係長）

国の方もできるだけ都道府県の消化率を高めて欲しいという考えです。国全体でみて消化率が低いと、外国から日本は余っていると認識されてしまう。また、小型魚をどう配分していくのかというのは、県の裁量に任されています。水産庁は小型魚の保護を推進していますので、会議等でその都度三重県では、ヨコワは獲れるけれども獲らないよう保護していると伝えていきたいと思っています。

○田邊委員

そのようにしていかないと、定置が獲ったもん勝ちみたいな、入網してしまった以上水揚げをするという今までみたいなやり方ではすぐに漁獲が積み上がると思います。しかし、ヨコワを獲り控えている時に消化率メリットが2月、3月ヨコワがこなかつた際にものすごく漁獲枠が余ってしまう。そうすると消化率メリットがクリアできなかつたことで次年度の追加枠が無くなってしまう。うまくできるように考えてください。

○水産資源管理課資源管理班（中西主幹兼係長）

仮にヨコワの来遊が少なくて獲れなかつた場合には他県に三重県が持つてゐる漁獲枠を譲渡するということもできます。

○田邊委員

渡したら返してもらえるということですか。

○水産資源管理課資源管理班（中西主幹兼係長）

譲渡すると譲渡メリットを受けることができます。三重県の場合は小型魚の漁獲枠がもともと少ないので他県に譲渡していません。消化率メリットは受けていますが、そのような事態が発生した場合には、三重県で余つてゐる枠を他県に譲ることによって、譲渡メリットも受けることが出来ますし、消化率も8割を超えるれば消化率メリットもダブルで受けられます。くろまぐろの漁獲状況をみながら判断します。

○田邊委員

お願ひします。

○永富委員

小型のヨコワは値段が安い。安くて金にならない。値段が安い時に漁獲枠を確保するための漁をすることではいけないと思う。先程、田邊委員が言わわれたように国にわかつてもらわないけないと思う。

○水産資源管理課資源管理班（中西主幹兼係長）

ヨコワを獲るか獲らないかというルール 자체は、三重県の裁量に任されています。例えば、単価が安いヨコワを獲らないような自主的なルール作りをして、本当は獲れるけれども単価の高くなる時期にずらすような、こうした取組を話し合いによって、ルール化することがとても大切だと考えています。

各漁協にヨコワを獲る方が大勢いますが、こうした話をする場は大型魚に関してはあるのですが、小型魚についてはありません。機会があればこうした場をとらえて、ヨコワをできるだけ保護して単価の高い時期に獲るという戦略を立てていくのも必要かと考えます。

○田邊委員

水産庁に三重県は2年も3年も前からそういう取組をしているということを理解をしてもらわないといけない気がします。

○水産資源管理課資源管理班（中西主幹兼係長）

わかりました。

○濱田委員

私の定置ではヨコワを放流したら写真を撮って尾数も報告している。今までヨコワの放流を勧めておいて、今度は漁獲枠を全部消化しなければいけないというのは何か矛盾しているような気がしますが、そういうのも全部考慮してもらいたいと思います。

○水産資源管理課資源管理班（中西主幹兼係長）

わかりました。

○永富委員

水産庁にもわかつてもらう必要がある。それを三重県から発信して欲しい。こういう意見が委員会であったということは、水産庁へ話して欲しい。

○水産資源管理課資源管理班（中西主幹兼係長）

くろまぐろに関する会議や担当者との電話等の際にお伝えします。

○小川会長

ほかにご意見はありませんか。

意見がないようですので、議案1については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続いて、報告事項1「全国海区漁業調整委員会連合会第174回理事会及び令和6年度通常総会（第60回）の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料2をご覧ください。全国海区漁業調整委員会連合会理事会及び通常総会が令和6年5月17日に東京都で開催され、本委員会からは小川会長が出席しました。

理事会の議題は同日行われる総会の議事運営についてであり、総会で4つの議案について議事を行うことが承認されました。

総会の資料は2-9ページからです。

2-15ページから2-24ページが第1号議案「令和5年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について」であり、令和5年度の事業報告、収支決算書、剰余処分金の説明及び監事からの監査報告が行われました。剰余金処分については令和6年度に全額繰越す案が示されました。

2-25ページから2-30ページが第2号議案「令和6年度事業計画案及び収支予算書案の承認について」であり事業計画の案が示されました。なお、会費の特例措置として、今年の1月1日に発生した能登半島地震で甚大な被害があった石川海区については、令和6年度の会費160千円を免除する案が示されました。

2-28ページにあるとおり、東日本ブロック会議は愛知県で開催されます。

2-31ページから2-54ページが第3号議案「協議事項（中央要望活動）」についてです。2-35ページをご覧ください。要望書には新規要望項目を分けて記載し、これらを中心的に要望していく案が示されました。新規要望項目は「密漁パトロール、密漁防止看板の設置等への支援」、「沿岸まぐろはえ縄漁業について」、「いか釣り漁具被害対策」、「クロマグロ遊漁制度」、「海上大規模開発事業の関係者説明」、「遊漁者に対する環境保全対策」、「遊漁ルール等の情報発信アプリ開発」及び「水上オートバイへのマナー周知徹底と組織化」の8項目です。2-36ページに新規要望項目が、2-37ページから2-54ページに全要望項目が掲載されています。

なお、今年度の要望活動は7月10日に実施することが全漁調連事務局から連絡がありました。

2-55ページから2-57ページが第4号議案「次期通常総会の開催地について」であり、2-57ページにあるとおり、令和7年度は山口県で開催する案が示されました。

審議の結果、すべての議案が承認されました。

2-59ページに令和6年度連合会会長表彰と事務局職員ほう賞の対象者一覧が示してあります。総会終了後に表彰式が行われました。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありますか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

意見がないようですので、その他「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

次回の委員会については、7月23日（火）10時から開催をご提案します。場所は三重県勤労者福祉会館2階第2会議室の予定です。主な議題は遊漁のまき餌等に関する委員会指示についてです。

事務局からは以上です。

○小川会長

ご意見がないようですので、次回の委員会は7月23日（火）とさせていただきます。  
これをもちまして、委員会を閉会いたします。